

一対となつたものを設けること。ただし、2以上のポンプを設置する加圧送水装置にあつては、当該加圧送水装置のポンプの設置場所ごとに当該場所に設置されるポンプのうちその性能が最大であるポンプと同性能の予備ポンプ及びこれを有効に作動させることができる予備内燃機関が一対となつたものを1以上設置することをもつて足りること。

なお、加圧送水装置のポンプにそれぞれ予備内燃機関を同軸設置するものにあつては、予備ポンプを省略することができること。

(5) 自家発電設備は、次によること。

ア 自家発電設備は、電力源が停電した場合に、自動的に電圧確立及び投入が行われるものであること。ただし、常時、電力の供給を必要としない回路にあつては、電力源が停電している間のみ自動的に電力源の回路から予備動力源の回路に切り替えられ、必要に応じ電圧確立及び投入が行われるものとするができること。

イ 自家発電設備の性能は、定格負荷で、水幕放射時間の1.5倍以上の時間を連続して運転できるものであること。

ウ 上記ア及びイによるほか、自家発電設備の構造及び性能並びに表示は、自家発電設備の基準の例によること。

(6) 内燃機関は、次によること。

ア 内燃機関の性能は、電力源が停電したとき、すみやかに起動できるもので、かつ、定格負荷で水幕放射時間の1.5倍以上の時間を連続して運転できるものであること。

イ 上記アによるほか、内燃機関の構造及び性能並びに表示は、上記8(6)イによること。

(7) 蓄電池設備は、蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）の例によること。

11 貯水槽、加圧送水装置、予備動力源、配管等は、地震による影響を考慮して設けること。

第2 政令第11条第1項第1号の2の表の第1号に掲げるタンクに係る防火へい又は水幕設備は、同表の下欄に掲げる直径等の数値に当該タンクに貯蔵する危険物の引火点に応じ、1.8、1.6又は1.0を乗じて得た数値（以下「所定距離」という。）がそれぞれ50m、40m又は30m以上となるタンクにあつては上記第1に、その他のタンクにあつては次によるものとする。

1 タンクを敷地境界線に近接することができる距離は、所定距離までの距離とすること。ただし、現に存するタンクで所定距離を確保することができないもの又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（昭和51年政令第153号）附則第3項の規定に該当することとなつた場合において所定距離を確保することができないもの（以下「所定距離不足タンク」という。）であつて、下記4に適合する防火へい又は水幕設備を設けるものについては、この限りでない。

2 防火へい又は水幕設備の設置範囲は、上記第1.2による防護箇所（注8参照）と

し、当該防護箇所における防護高さは、2 m以上とすること。

3 上記2の水幕設備の必要水幕は、上記第1. 4 (2) の防護箇所におけるふく射照度の比率を0. 9とした場合において、上記第1. 4に適合するものであること。

4 上記1ただし書の防火へい又は水幕設備は、次に掲げるものとする。

(1) 防火へい又は水幕設備の設置範囲は、上記第1. 2による防護箇所とし、当該防護箇所における防護高さは、防護箇所のうちタンクの設置位置から所定距離をとった場合において、その縁部と敷地境界線との交点の間（以下「所定距離防護箇所」という。）にあつては上記第1. 5に、所定距離防護箇所を除く防護箇所にあつては上記2によること。

(2) 上記(1)の水幕設備の必要水幕は、所定距離防護箇所にあつては上記第1. 4に、所定距離防護箇所を除く防護箇所にあつては、上記3に適合するものであること。

5 上記1から4までによるほか、防火へい又は水幕設備の設置に関し必要な事項は、第1によること。

図1 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 2－1 9 7 8）及び配管用アーク溶接炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 7－1 9 7 8）のうち呼び厚さ7. 9ミリメートルのものを使用する場合

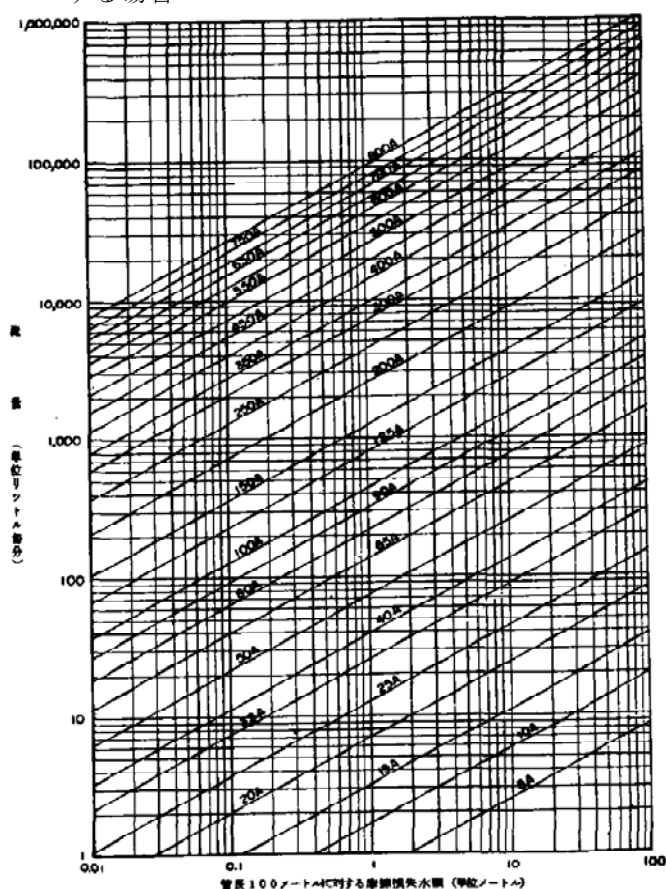


図2 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

圧力配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 4－1 9 7 8）スケジュール40を使用する場合

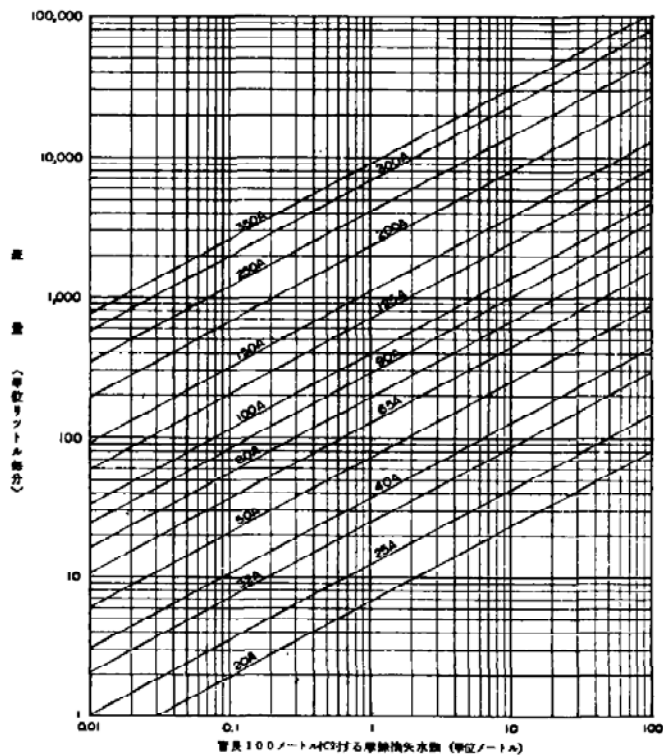


図3 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

圧力配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 4－1 9 7 8）スケジュール80を使用する場合

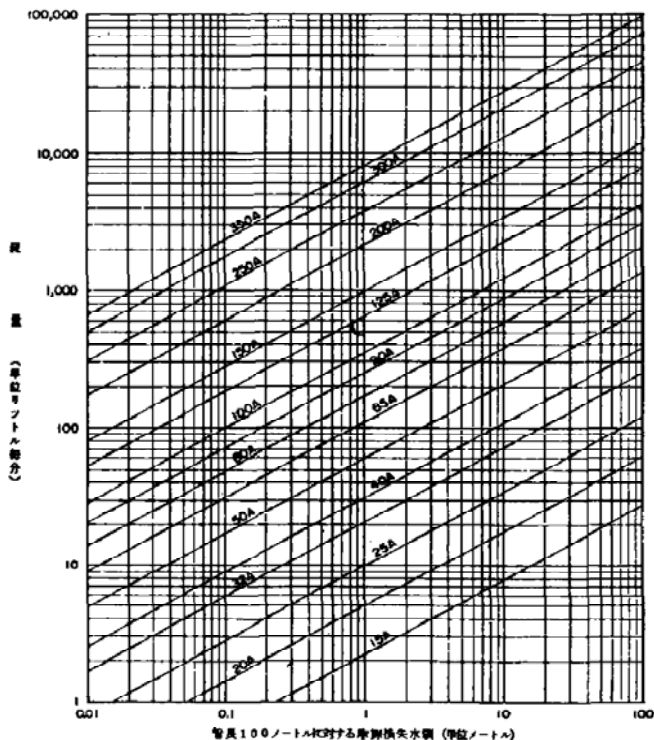


図4 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

配管用アーク溶接炭素鋼鋼管（JIS G 3457-1978）のうち呼び厚さ9.5ミリメートルのものを使用する場合

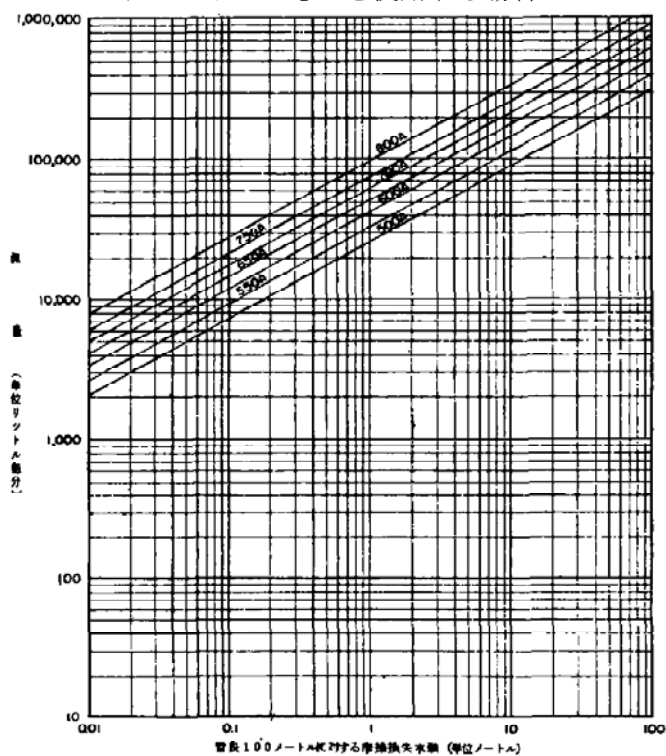


図5 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

配管用アーク溶接炭素鋼鋼管（JIS G 3457-1978）のうち呼び厚さ12.7ミリメートルのものを使用する場合

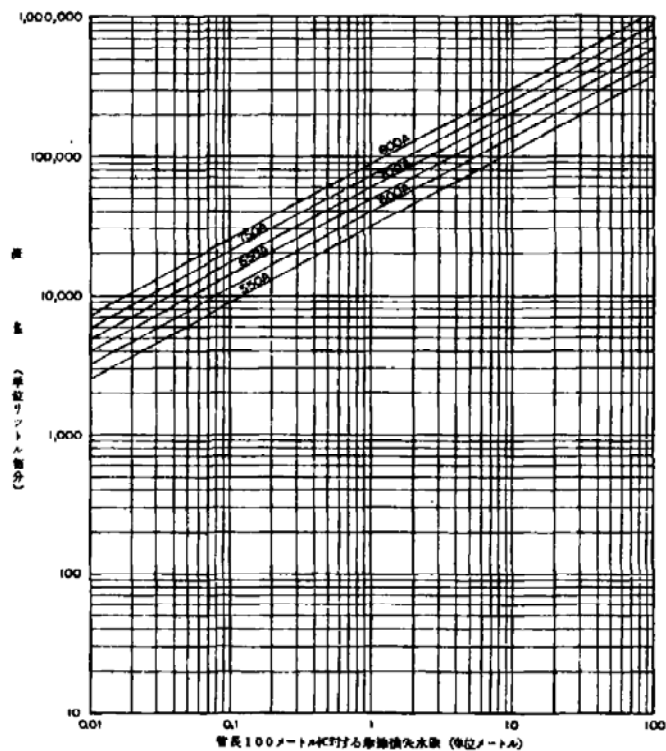


図6 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図

配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 2 - 1 9 7 8）及び配管用アーク溶接炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 7 - 1 9 7 8）のうち呼び厚さ7.9ミリメートルのものを使用する場合

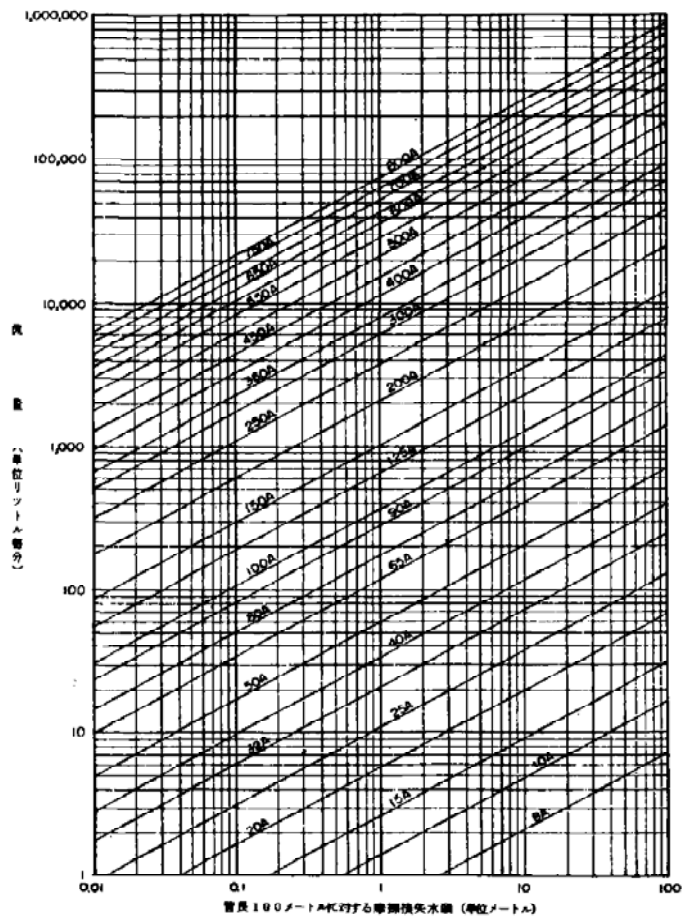


図7 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図
 圧力配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 4－1 9 7 8）スケジュール40を使用する場合

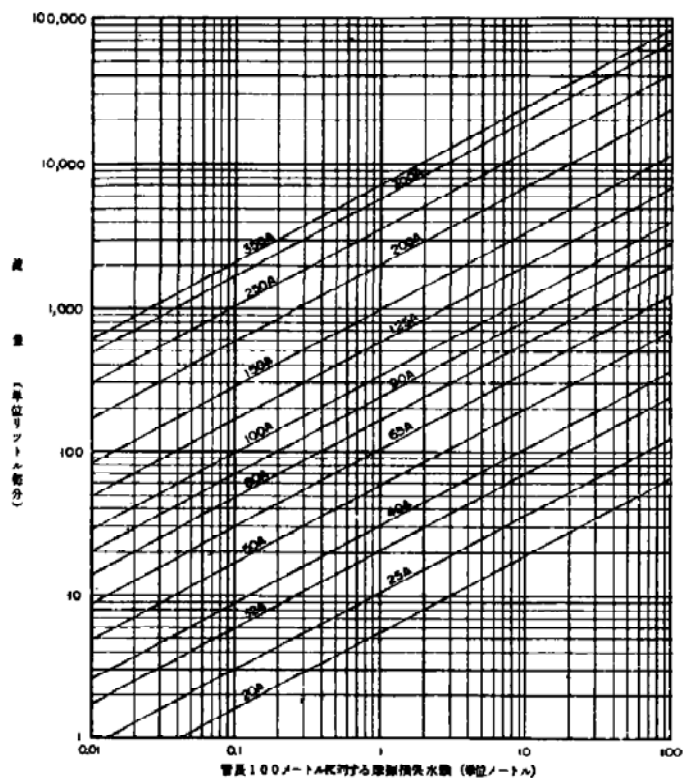


図8 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図
 圧力配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 4－1 9 7 8）スケジュール80を使用する場合

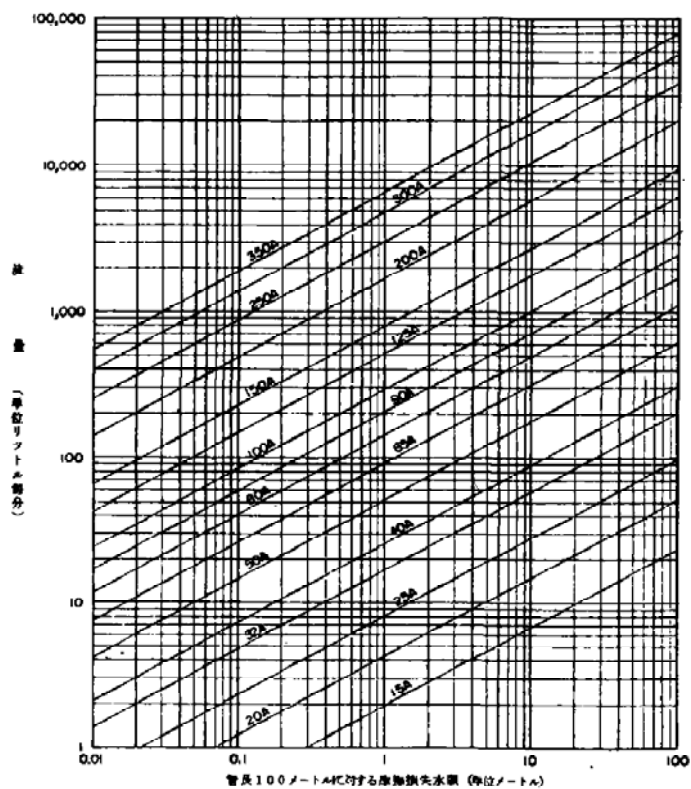


図 9 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図
 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 7 - 1 9 7 8) のうち呼び厚さ 9.
 5 ミリメートルのものを使用する場合

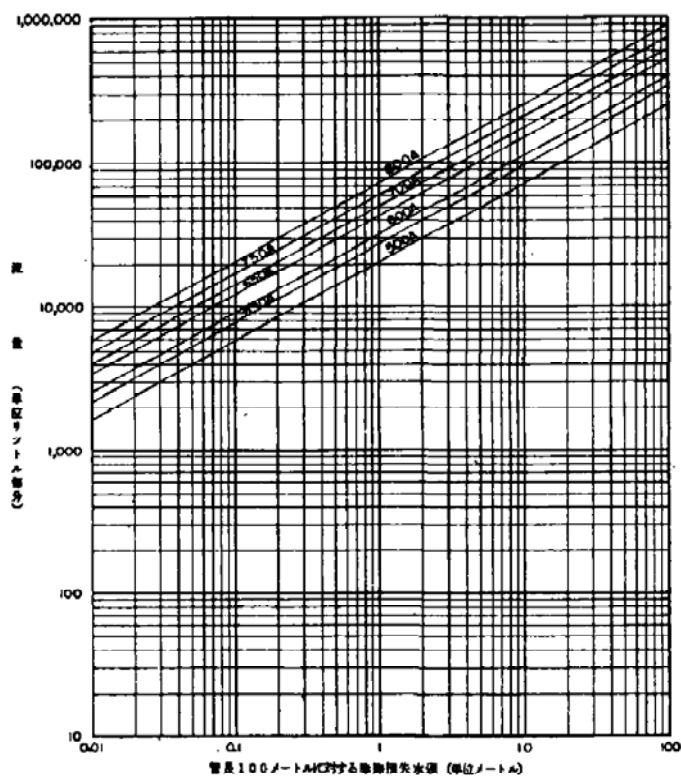


図 1 0 溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち乾式の部分に用いる摩擦損失水頭線図
 配管用アーク溶接炭素鋼鋼管 (J I S G 3 4 5 7 - 1 9 7 8) のうち呼び厚さ 1
 2 . 7 ミリメートルのものを使用する場合

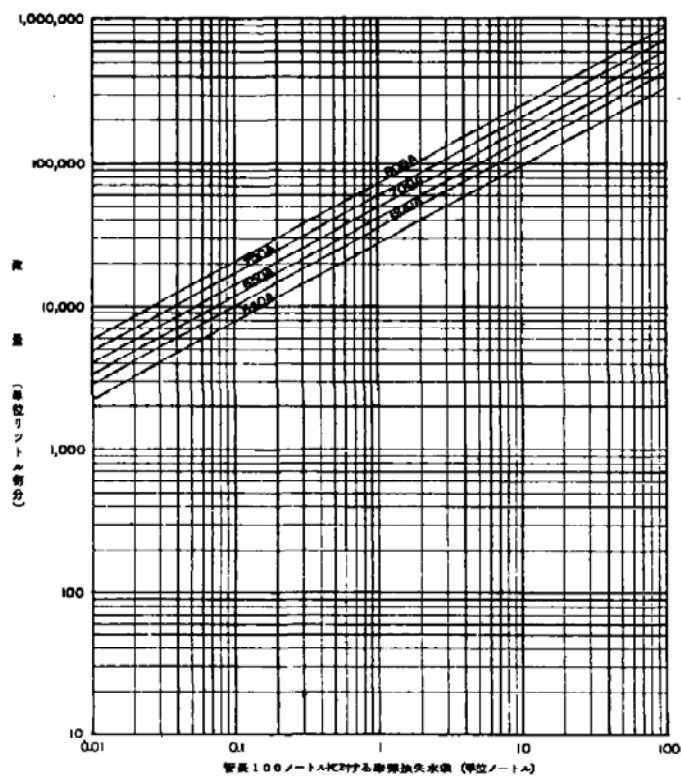


表1 溶融亜鉛めつきを施した配管又は溶融亜鉛めつきを施さない配管のうち湿式の部分
に用いる管継手及び弁類の直管長さ換算表

配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3 4 5 2 - 1 9 7 8）を使用する場合

種別	大きさの呼び		8	10	15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350	400	450	500
	A	B	1/4	3/8	1/2	3/4	1	1-1/4	1-1/2	2	2-1/2	3	3-1/2	4	5	6	8	10	12	14	16	18	20
ねじ	45°	エルボ	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.6	—	—	—	—	—	—	—
ねじ	90°	エルボ	0.2	0.3	0.3	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	1.7	2.0	2.3	2.8	3.3	—	—	—	—	—	—	—
ねじ	リタンベンド(180°)		0.5	0.7	0.8	1.1	1.4	1.9	2.2	2.8	3.5	4.2	4.9	5.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ねじ	T又はクロス (分岐90°)		0.4	0.5	0.7	0.9	1.2	1.5	1.8	2.3	2.9	3.5	4.0	4.5	5.6	6.6	—	—	—	—	—	—	—
溶接	45°	エルボ	—	—	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1
溶接	90°	ショート エルボ	—	—	—	—	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.2	1.5	1.8	2.3	2.9	3.5	3.9	4.5	5.0	5.6
溶接	T又はクロス (分岐90°)		—	—	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.8	2.2	2.6	2.9	3.3	3.8	4.2
バ仕	切	井	—	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2
玉	形	井	2.2	3.0	3.8	5.1	6.6	8.5	9.9	12.6	16.1	19.2	22.1	25.0	31.1	36.8	48.6	—	—	—	—	—	—
ア	ン	グ	1.1	1.5	1.9	2.6	3.3	4.3	5.0	6.3	8.1	9.6	11.1	12.5	15.6	18.5	24.4	—	—	—	—	—	—
ス	イ	ン	—	0.8	1.0	1.3	1.6	2.1	2.5	3.1	4.0	4.8	5.5	6.2	7.7	9.2	12.1	15.0	18.0	20.1	23.1	26.1	29.1

(注) 径違いの管継手については、小さい方の径の呼びを適用すること。(表2、3、4、5、6、7及び8において同じ。)